

コロナ警戒期間中の主な取り組み

新宿区では、4月末日までをコロナ警戒期間として、下記のとおり、感染拡大防止の取り組みを実施する。

記

1 コロナ警戒期間

令和3年3月5日（金）から4月30日（金）まで

2 期間中の主な取り組み

- ・感染防止対策への協力呼びかけ
- ・区施設の利用制限の実施

図書館などの個人利用施設の利用は、原則午後8時までとする。

区外宿泊施設は、利用中止とする。

（期間中の新規予約は中止し、既に予約済みのは利用自粛を求める）

- ・公園等でのお花見の制限、バスケットゴールの利用制限

3 主な呼びかけの方法

- ・広報新宿3月15日号への掲載
- ・区公式ホームページへの掲載
- ・繁華街新型コロナ対策連絡会を通じた情報発信
- ・防災無線の活用

区内102か所に設置している防災無線で、毎日夕方1回、吉住区長が区民に呼びかける。

- ・客引き防止パトロール隊による来街者への呼びかけ

月～土曜日の18時～22時、新宿駅東口エリア・西口エリア・歌舞伎町エリアの3か所でパトロール員による感染予防の呼びかけを行う。